

静岡都市計画特別用途地区の変更（静岡市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区（西島・下島地区）	約 14 ha	特別工業地区内における建築物の制限は、建築条例による。
特別工業地区（平和町地区）	約 7.7 ha	
特別工業地区（蒲原地区）	約 63 ha	
特別工業地区（由比地区）	約 68 ha	
大規模集客施設制限地区	約 1,680 ha	大規模集客施設制限地区における建築物の制限は、建築条例による。
合 計	約 1,833 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

宮川・水上地区について、土地区画整理事業の進捗に伴う用途地域の変更に合わせて、都市として調和のとれた質の高い土地利用を実現するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を本案のとおり変更する。